

一般質問通告書

令和8年6月2日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 13番 森脇 徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
○ 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号2) 発言事項	いちご補助金未回収事件、「回収も解明も複雑で困難」では市民の納得えられない。やるべき事を抜かりなくやり尽くせているか。
要旨（項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。）	
<p>4月に、市内6か所で区長・自治会長会議が開かれ、市長・副市長、各部長などが説明対応した。市長は現在の高島市政について、重要課題として湖西線の強風対策、いちご農園補助金未返還事案、新ごみ処理施設の整備についてのこれまでの検討状況を説明。さらに新たな施策で、産業用地開発事業、物価高騰の影響を受けた市民と事業者支援、高島市の財政運営、官民共創の街づくりなどの説明を行った。区長さんからは事前に質問を受け、回答も行った。</p> <p>市民の関心続く、重要課題と位置付けるいちご農園補助金未返還事案で伺う。</p> <p>1、 イチゴ補助金問題。</p> <p>① 区長さんの「今までの経過と、顧問弁護士の費用対効果について説明を求める」旨の事前質問に対し、「交代前の弁護士との契約が続いている。多額の契約額面で成果が出ているか、滋賀弁護士会に相談している」旨の回答だ。どのような相談か、公文書公開請求をしているが、一般質問通告時には回答はまだだが、相談内容を議会に説明すべき事案ではないの</p>	

か。

- ② 市長はこの4月に、(株)風車に対する刑事告発について「昨年8月27日付で告発したが受理に至らず。可能な対処を探っている」旨の報告を議会と市民に行った。告発根拠は明らかにされていないが、捜査機関から「事件性は薄い」と判断された意味は重要だ。この判断を受けた後の、責任究明方策は定まっているのか。
- ③ 未回収補助金3億7375万円と同延滞金の回収へ、大阪高裁での債権確定後に差し押さえ執行と同時に、債務者(株)風車を資産調査すべく民事執行法に則る裁判所への「財産開示請求」を提起した。差し押さえ執行できたか、結果はどうであったか。裁判所への開示請求はどうか。(株)風車の法人格のみでなく、代表個人の開示請求も含んだ対処か。
- ④ 一方では、市民が前市長に損害賠償求める行政訴訟が公判中だ。5月度の公判では、前市長が補助参加された局面もある。この状況下、本件での市補助金交付の基本的仕組みが解明の原点として重視されてきた。ことの経過の公文書を保管する市組織にしか、事実経過を解析できない。専門スタッフを常駐されたと説明があったが、農林水産部直轄のどういう組織体制なのか。どんな調査権限を有し、どこまでの解明目的をもつ組織なのか。議会と市民に説明するのは、どのタイミングか。
- ⑤ 13名の農地所有者と(株)風車との賃借料未払事案は、「民民の問題」とした答弁で、市としては農地法2条の2で「権利を有するものの責務で、当該農地の適正かつ効率的利用の確保を目的とする」と定め、3度の適正管理を求める通達を発出した旨の答弁だった。同時に、3月議会では「市の道義的責任については、社会的な規範、倫理について果たすべき責任です」旨の答弁があった。賃借料未払問題は、社会的規範を犯す行為ではないか。どう整理されているか。